主 文

原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。 被控訴人らの請求を棄却する。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。

事実

一 控訴代理人は、主文同旨の判決を求め、被控訴人ら代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

二 当事者双方の主張及び証拠の関係は、以下に付加するほかは原判決事実摘示 (五丁表六行目「不知」の下に「。(四)は不知」を加える。)のとおりであるか ら、これを引用する。

三 消滅時効の起算点及び遅延損害金に関する控訴人の主張

本件において問題とされる自賠法第七二条第一項の請求権(以下「本件請求権」という。)は、いわゆるひき逃げ事故等の被害者に対して、高度の社会保障的政策上の見地から政府が損害賠償義務者に代わり最小限度の救済を与えようとするものであつて、公法上の請求権と解するのが相当であり、会計法第三一条の適用を受け、時効の援用をすることなく時効の完成により絶対的に消滅するものである。

ところで、本件請求権について自賠法第七五条が定める消滅時効の起算点であるが、自賠法第四条を根拠にして加害者に対する請求の消滅時効に関する民法第七二四条が当然に適用されるとする被控訴人らの主張は論理の飛躍であり、右のとおられる件請求権が事故に関して帰責事由の全くない政府に対するものであることからして、本件起算点については当然民法第一六六条第一項が適用されると見るのが相当である。そして、同条項にいう「権利を行使することを得る時」とは、権利を行使するに法律上の障害がない状態を意味し、事実上の障害はもとより、権利者が権利を行使してる時期になったとと思いる。

しかるところ、本件請求権に関しては、その発生要件の性質上、権利行使に法律上の障害のあることは想定し難いので、結局通常一般的に事故の発生時が本件起算点になる。これを本件について見れば、本件事故発生日である昭和五七年一一月二七日に時効期間が進行を開始し、昭和五九年一一月二七日の経過(初日不算入)により時効が完成したことになる。

右につき、仮に何らかの事実上の障害によつても右の進行が妨げられうることがありうるとの考え方を肯定してみても、本件において被控訴人らは、遅くとも事故の翌日の昭和五七年――月二八日には、本件事故が発生したこと及びこれが自動車によるひき逃げ事故である可能性のあることを知り、ないしは一般的客観的に知りうる状況にあつたから、それ以後時効の進行を妨げるべき事実上の障害もなかつたものである。

なお、本件請求権は、元来交通事故の存在を知らず何ら事故につき責任のない政府において、被害者からの請求を待つて、所定の審査をした上で支払をする制度であるから、通常の一般私法債権とは異なり、請求により直ちに履行遅滞に陥るものではない。むしろ、自賠法に特別の規定がないことに徴するとき、遅延損害金を付し得ないものと考えるのが相当である。本件請求権を通常の私法債権であるかのように考え、直ちにその規定を適用しようとするのは無理である。

四 消滅時効に関する被控訴人らの主張

なお、本件請求権の行使が簡単にできることは、法律専門家にしか分からない事

柄であつて、これは被控訴人Bを含めて被控訴人らの誰も知らなかつたことである。本件において控訴人の主張を採用することは酷である。

五 当審における証拠

当審における証拠の関係は、当審記録中の書証目録記載のとおりであるから、これを引用する。

理 由

〈要旨〉一 本件請求権の消滅時効の起算点につき争いがあるので、これを判断する前提として、まず、本件請求権が〈/要旨〉定められた趣旨につき検討を加えておく。

自賠法における各規定を総合すると、交通事故による被害者を押しなべて教済という社会的要請に基づき、同法は自賠責保険を中核とも設けるような保険の制度によっては、いわゆると逃げ事故におけるような保険の制度によっては、対し責任の追及をすることがでは、自動車の保有者が明らかであり、保存するに対しても、となが、自動車の保有者が明らかであるにおけるととがでは、自動車の保有者が明らかであるにおけることがでは、となりできないないない特殊の場合におけることが済ずては、とのできない者が生ずるのは適当でない政府においよっては、との見ず被害の場合の被害者を対しまれたものようなないよい、とのできない者が生ずるのは対しにおいてものようなないのでとのは、とのできない者が生ずると、本件請求権の制度が設け、に対しるとのできないが、に、との被害者を対し、に、との被害者を対し、に、との被済を与るとのがは、は、との教育を与える趣旨ののがは、とのできないを通事故の被害者に対し、最高裁判所昭和五四年一二月四日、民集三三巻七号七二三ページ参照)。

二 右に検討したところからすれば、本件請求権は、公法上の請求権に属するものと解するのを相当とし、自賠法第七五条の時効の規定は会計法第三〇条の特別規定であり、同法第三一条第一項の適用を受けることにより、時効の援用を要せずしてその完成により絶対的に消滅するものと解すべきであり、同条項の趣旨は、公法の分野においては権利関係を早期に確定し平等で画一的な処理をすべきことが要請されるところから、国を当事者とする公法上の金銭債権につき、個人的な意思を尊されるところから、国を非除し、時効を権利の絶対的消滅原因としたものである(ちなみに、仮に時効の援用が必要であると解するとしても、弁論の全趣旨からして、控訴人は当然これを援用したと認めるのが相当である。)。

要するに、本件請求権は、不法行為に基づく損害賠償請求権たる性質を有するものではなく、不法行為法の枠外において、交通事故による被害者を救済しようとするものである。そうすると、一般の消滅時効の起算点に関する特則として不法行為につき定められた民法第七二四条前段は、本件請求権に当然に適用されるものではないことになる。

四 しかしながら、客観的には本件請求権の成立要件に該当する事実が発生していても、被害者がこれを知らなければ請求権を行使できないという点では、不法行為に基づく損害賠償請求権と共通するでないかという控訴人の指摘は、一応もつともであると思われるので、この点に着目するときは、本件請求権の消滅時効の起算点につき、不法行為に関する民法第七二四条前段が当然に適用されることはない(右三参照)にしても、なお、この規定を類推適用する余地もないのかどうかを問

題としなければならなくなつてくる。そこで、この類推適用の当否をも含めて、本件の最大の争点である消滅時効の起算点につき、詳しく見ていくことにする。

以上のとおりであつて、不法行為に基づく損害賠償請求権との共通点に関する前掲の被控訴人らの指摘は一見もらしいけれども、大検討してみると、本すのおもに対比して、既に権利の行使・実現の仕組みを異にのみるのように対して、既に権利の行使のものにおいて著しいがあり、したがつて、時効起算点につき不法行為に関する余地はないられたものとのものとのとのものとのものものものとのものとのは、これに対し、本件前示の金権の知がなり、したがは、これに対し、本件前示の場合においてあるが、これに対し、本件前示の場合においるのも更においるのも更においるが、これに対し、本件前示の場合に扱いるのとの場合に対してはないが、大ののとのは、であるのは、であるのは、であるのとのは、であるのとのは、であるのとのは、であるのとのは、であるのとのは、であるのとのは、であるのは、であるのは、であるのは、質があるのとのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質があるのは、質がある。

かくして、本件請求権の時効起算点については、民法第七二四条前段の適用はもちろんのこと、その類推適用もなく、一般原則に従い、「権利を行使することを得る時」(民法第一六六条第一項)を起算点とすべきことになる。これは、権利を行

ちなみに、本件請求権の時効起算点につき、一般人の認識を基準とする考え方もありうるが、一般人の認識といつても決して一義的でなく、不明確・あいまいであるから、画一的処理を要求される公法上の権利関係については、右の考え方は妥当でない。自動車の運行による人身事故は早急に一般に知られるのが常態であるから、事故発生時を時効起算点とすることは決して不当ではなく、むしろ、かかる客観的な起算点の方が制度の趣旨に照らし適切である。

五 本件請求権に基づく請求手続において被害者が提出すべき書面には、政府に対し損害の填補を請求することができる理由を記載しなければならず(自動車足・その理由を記載して、その理由を証明書が一般であるには、の理由に係る添付書面は警察の交通事故証明書が一般であるが、何らかに本の事故に係る添付書面は警察の交通事故証明書が一般であるが、何らかに本の事故に本の事故に本のできない場合がある。後に認定するように本いて詳しく検討した本のであるが、右四において詳しく検討した本のであるが、右四において詳しなであるが、右四において持しにおいて本とのであるが、方面のでは、及りを逃げ事故においておりることになっておいることには、及りを逃げ事故にはいるである。とになっておいる。といるには、の事事を表示である。といるには、の事事を表示である。

ることができ、この認定に反する証拠はない。 要するに、被控訴人らは警察の交通事故証明書がなければ請求手続ができないものと自ら決め込んでいたにすぎず、これは手続の誤解であつて、誤解したまま時効期間を徒過したものであるが、保険会社等に相談すれば(これは、一挙手・一投足の労である。)簡単に解決する問題であり、右認定の事実関係からすれば、そのための時間的余裕は十分にあつたものと認められる(一般論として、本件請求権の「二年」という時効期間は、決して短いものではない。)。そして、右のごとく、政府からの保障制度のあることを知りながら、自分にはこれを受ける資格ないし要 件が備わつていないとか、あるいは必要書類足りないとか誤信し、そのように思い 込んでしまつたため、所管の窓口に相談することにも気が付かず、そのまま時効期 間を徒過してしまうことは、本件請求権に限らず、他の制度においても多かれ少な かれ見られる現象であるから、被控訴人らが本件請求権を消滅時効によつて喪失し 被害者(遺族)救済を受けられなくなつたことは、やむを得ないところであり、被 控訴人らに酷であるとすることはできない。

六 以上の次第であつて、被控訴人らが本訴において請求する債権は、被控訴人らにおいて本件事故の時から二年内にその請求手続をしなかつた(右請求手続をしたのは、前認定のように二年経過後の昭和五九年一二月一二日である。)ことによ り、控訴人の主張する本件時効が完成し、既に消滅しているものといわざるを得な い。したがつて、被控訴人らの請求は、その余の点について論ずるまでもなく全部 失当として棄却を免れない。

よつて、原判決中被控訴人らの請求を一部認容した部分は不当であるから、これ を取り消すこととし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第八九条及び第 九三条を適用し、主文のように判決する。 (裁判長裁判官 賀集唱 裁判官 安國種彦

裁判官 伊藤剛)